

第 6 3 号議案

東大和市市民農園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市市民農園条例の一部を改正する条例

第1条 東大和市市民農園条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「、この」を「若しくはこの」に、「又は」を「の規定に違反し、又は」に改める。

別表第1に次のように加える。

奈良橋市民農園	東大和市奈良橋4丁目671番地の1
---------	-------------------

別表第2中

「

中央西市民農園 立野市民農園	おおむね15㎡	900円
-------------------	---------	------

」

を

「

中央西市民農園 立野市民農園 奈良橋市民農園	おおむね15㎡	900円
------------------------------	---------	------

」

に改める。

第2条 東大和市市民農園条例の一部を次のように改正する。

別表第1中央西市民農園の項及び立野市民農園の項を削る。

別表第2中

「

中央西市民農園 立野市民農園 奈良橋市民農園	おおむね15㎡	900円
------------------------------	---------	------

」

を

「

奈良橋市民農園	おおむね15㎡	900円
---------	---------	------

」

に改める。

附 則

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中東大和市市民農園条例第10条の改正規定及び次項の規定 公布の日
 - (2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和2年3月1日
 - (3) 第2条の規定 令和2年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の東大和市市民農園条例別表第1に規定する奈良橋市民農園の利用に係る承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に定める日前においても行うことができる。